管理区域外の配管に係る点検の実施状況等に係る調査報告の取りまとめ結果について

令和4年9月8日 防災・危機管理部原子力安全対策課

積水メディカル(株)における床下汚染の発生を受け、8月19日に原子力安全協定締結 事業所に対し報告を求めた、管理区域外の配管に係る点検の実施状況等に係る調査報告について、現時点での取りまとめ状況は下記のとおりです。

記

1 調査対象 原子力安全協定締結17事業所

2 調査内容

- (1) 管理区域外に敷設された放射性物質(液体)を移送する配管の有無
- (2)(1)に該当する配管がある場合は、その点検状況(根拠規定、頻度、方法、直近の結果)
- (3)(2)に該当する点検を行っていない場合は、当該配管の健全性の根拠

3 報告内容

- 12事業所[※](積水メディカルを含む)において、管理区域外に敷設された放射性物質を移送する配管を有する施設があった。
 - ※ 原子力機構原科研、原子力機構サイクル研、原子力機構大洗研、日本原電、JCO、三菱原燃、 積水メディカル、日本核燃、MHI原子力研究開発、東京大学、東北大学、核管センター
- 積水メディカルを除く全ての事業所 (11事業所) においては、いずれも点検の実施 等により配管の健全性を確認している。
- 配管の健全性については、直接目視点検によるほか、直接目視が困難な箇所については、配管の使用環境を評価し同様である地点や最も厳しい地点による確認、近傍の点検結果による確認、過去の肉厚測定結果による確認等による方法で健全性の確認が行われている。

4 今後の対応

〇 今後、立入調査等を実施し、点検箇所や健全性の確認方法などを含め、事業所からの 報告内容を精査したうえで、必要があれば改善等を求めていく予定。

(今後の立入調査等の結果については、本ホームページにて公表する予定です。)